○防衛省告示第二百四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年九月五日次のとおり決定された。

令和七年九月九日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村、東村	国有 公有 民有	土地：約三四、九四二、〇〇〇平方メートル 土地：約二九、〇〇〇平方メートル 土地：約三五〇、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村	国有 公有 民有	土地：約一七六、〇〇〇平方メートル 土地：約一四〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二、三七七、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡恩納村、宜野座村、金武町	国有 公有 民有 国有	土地：約三八六、〇〇〇平方メートル 土地：約二九、二七八、〇〇〇平方メートル 土地：約六、四七〇、〇〇〇平方メートル 建物：約九、五〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約二、七〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約四、四〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約八、〇〇〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 土地：約二四三、〇〇〇平方メートル 水域：約二、八六八、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約四、八〇〇平方メートル 土地：約六八、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇一九	金武レッド・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 民有	
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 公有 民有	
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市、沖縄県中頭郡読谷村、嘉手納町	国有 民有	
六〇二八	天願桟橋	うるま市	国有 民有	
六〇二九	キャンプ・コートニー	うるま市	国有 民有	
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭郡嘉手納町	国有 公有 民有	
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町、北中城村	国有 民有 国有	
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有	
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 公有 民有 国有	
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有 公有 民有 国有	
六〇七七	鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町	公有	
六〇七八	出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡渡名喜村	公有	

土地：約五、一〇〇平方メートル
土地：約一、七〇〇平方メートル
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
土地：約六〇平方メートル
土地：約一、七〇〇平方メートル
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
土地：約五、二〇〇平方メートル
土地：約一、三〇〇平方メートル
土地：約七〇、〇〇〇平方メートル
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
土地：約三、五〇〇平方メートル
土地：約三一、〇〇〇平方メートル
建物：約一一、〇〇〇平方メートル
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
土地：約六、〇〇〇平方メートル
土地：約一〇八、〇〇〇平方メートル
水域：約三九、三二八、〇〇〇平方メートル
工作物：橋梁
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
土地：約二、八〇〇平方メートル
土地：約二、〇〇〇平方メートル
土地：約二三、〇〇〇平方メートル
建物：約二三、〇〇〇平方メートル
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
土地：約一四、〇〇〇平方メートル
土地：約七、七〇〇平方メートル
土地：約五九、〇〇〇平方メートル
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
土地：約三九、〇〇〇平方メートル
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
土地：約二四五、〇〇〇平方メートル
訓練施設として共同使用する。
使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間